

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第164号)

平成12年12月1日

横情審答申第164号

平成12年12月1日

横浜市長 高 秀 秀 信 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第29条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成11年5月7日福 児第 号による次の諮問について，別紙のとおり答申します。

「横浜市公文書の公開等に関する条例に基づく公文書の訂正について（平成
年 月 日福 児第 号）の保護者の氏名ふりがな」及び「処遇・判定会
議提出票の母の職業欄」の公文書訂正請求の非訂正決定に対する異議申立て
についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、異議申立人に関する「横浜市公文書の公開等に関する条例に基づく公文書の訂正について（平成 年 月 日福 児第 号）の保護者の氏名ふりがな」及び「処遇・判定会議提出票の母の職業欄」の公文書訂正請求を非訂正とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「横浜市公文書の公開等に関する条例に基づく公文書の訂正について（平成 年 月 日福 児第 号）」（以下「本件申立文書その1」という。）の保護者の氏名ふりがな（以下「本件申立部分その1」という。）及び「処遇・判定会議提出票」（以下「本件申立文書その2」という。）の母の職業欄（以下「本件申立部分その2」という。）の訂正請求（以下「本件請求」という。）に対して、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成11年2月22日付で行った非訂正決定の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非訂正理由説明要旨

本件請求の対象となった本件申立部分その1及び本件申立部分その2（以下「本件申立部分」という。）については、訂正済みのため、横浜市公文書の公開等に関する条例（昭和62年12月横浜市条例第52号。以下「旧条例」という。）第14条第1項の規定による訂正請求の利益がないため、非訂正としたものであり、その理由は、次のように要約される。

平成10年2月16日福 児第 号により諮問した案件に対する異議申立人（以下「申立人」という。）の意見書を平成10年6月29日に受理した。その中に、2点の誤りの指摘があったので、意見書に基づき、保護者の氏名ふりがなを（本件申立部分その1）、母から任意に提出された名刺に基づき、母の職業欄を（本件申立部分その2）、それぞれ平成10年6月29日に訂正した。

なお、申立人から訂正の申出があったので、既に訂正済みの旨を説明し、訂正済み文書の写しを平成10年12月14日付 児童相談所長名で申立人に送付した。

このため、訂正請求を受けた本件申立部分については、既に訂正済みのため、非訂正の取扱いとしたものである。

4 異議申立人の非訂正決定に対する意見

申立人が異議申立書及び意見書において主張している本件申立部分についての非訂正決定に対する意見は、次のように要約される。

客観的事実の事務上の誤りさえ認めず、訂正に応じないことは、旧条例第14条に反する行為であり、市民の不信を招く対応である。

市の転記ミスにもかかわらず、平成9年12月以来、訂正を強く求め続けていたが認められなかった。

その後、連絡がなく、今回の請求に対する回答はフェアでない。6月29日に訂正したのなら、その証明を示してほしい。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。以下「新条例」という。）が平成12年7月1日に施行されたが、本件は旧条例に基づきなされた処分に対する異議申立てであるため、当審査会は、新条例附則第7項の規定により、旧条例の規定に基づき本件異議申立てを審議することとする。

(2) 本件申立文書その1及び本件申立部分その1について

本件申立文書その1は、平成9年10月2日に申立人からなされた「申立人に係る受理会議提出票の公文書訂正請求」に対する非訂正を決定するための伺文書であることが認められる。

本件申立部分その1は、本件申立文書その1の本文中にある「4 請求者」に記載されていた「法定代理人親権者のうち、父親の氏名」ふりがなであることが認められる。

(3) 本件申立文書その2及び本件申立部分その2について

本件申立文書その2は、処遇・判定会議に提出する資料であり、申立人及び保護者が相談した内容、その相談に基づく児童相談所の検討事項、方針等及び実施機関の職員が聞き取った申立人の家族に関する事項等が記録されている。

本件申立部分その2は、本件申立文書その2の母親の「職業・その他」の記載であることが認められる。

(4) 本件請求について

本件請求は、本件申立文書その1の本文中にある「4 請求者」欄に記載されてい

る「法定代理人親権者のうち，父親の氏名」に，誤ったふりがなが記載され，また，本件申立文書その2の中の「職業・その他」の部分に，誤った母親の職業が記載されているとして，申立人が平成11年1月29日に旧条例第14条第1項の規定に基づき訂正請求をしたものである。

(5) 非訂正決定の妥当性について

当審査会が確認したところ，実施機関は，上記3のとおり，平成10年6月29日に訂正を行い，平成10年12月14日付で，児童相談所長名で申立人あて訂正した旨の通知を送付したとしている。当該通知が確実に申立人に到達したかは確認できないが，実施機関が訂正し送付したと主張することに格別の不合理もなく，また，当審査会で本件申立文書その1及び本件申立文書その2を見分したところ，訂正済みであったことが認められる。

したがって，本件申立部分については，申立人から本件請求がなされた時点（平成11年1月29日）では，既に訂正がされており，訂正すべき事実の記載がなかったと推定することが相当であると考えられる。

なお，当審査会は，申立人から指摘を受けて当該公文書の訂正を行った以上，実施機関は速やかに通知すべきであったものとする。

(6) 結論

以上のとおり，本件申立部分について訂正済みであることから，実施機関が，公文書訂正請求を非訂正とした決定は，妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成11年5月7日	・ 諮問
平成11年6月25日 (第203回審査会)	・ 諮問の報告
平成11年9月24日	・ 実施機関から非訂正理由説明書を受理
平成12年1月4日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成12年6月23日 (第227回審査会)	・ 審議
平成12年7月14日 (第228回審査会)	・ 審議
平成12年7月28日 (第229回審査会)	・ 審議
平成12年8月4日 (第230回審査会)	・ 審議
平成12年9月8日 (第231回審査会)	・ 審議
平成12年9月22日 (第232回審査会)	・ 審議
平成12年10月13日 (第233回審査会)	・ 審議